

市有財産一般競争入札参加説明書

(趣旨)

第1 入札に参加を希望する方(以下「入札参加希望者」という。)は、この説明書をお読みいただき、物件調書及び現地をご確認のうえ入札にご参加いただきますようお願いいたします。

(入札参加資格)

第2次に掲げる者は入札に参加できません。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者。
- (2) 当該入札に係る公有財産に関する事務に従事する本市の職員。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- (4) 次の各号の一に該当するもので、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
 - ア. 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ. 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ. 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ. 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者。
 - カ. 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(入札参加申込)

第3 入札参加希望者は、次の書類を入札参加申込期限までに総務部財政課契約財産係へ提出してください。

- (1) ご覧いただいているホームページの様式(市有財産一般競争入札参加申込書)を使用してください(共有の場合は連名)。
 - (2) 住民票(法人の場合は法人登記簿の現在事項全部証明書)
- 2 郵送の場合は、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便とし、入札参加申込期限までに到着したものを有効とします。

(現地説明会)

第4 現地説明会は実施しませんので、現地の確認は希望者において行ってください。

財政課に連絡をいただければ、現地案内いたします。

(持参書類)

第5 入札の当日は、次の書類を必ず持参してください。

- (1) 入札書
ご覧いただいているホームページの様式(入札書)を使用してください(共有の場合は連名)。
- (2) 委任状(代理人の場合)
入札参加申込書に記載の本人以外(代理人)が入札する場合は、入札申込者本人の委任状が必要です。委任状は、ご覧いただいているホームページの様式(委任状)を使用してください。
- (3) 入札保証金納付書の領収書(事前に市発行の納付書により金融機関で納付した人に限ります。)
入札保証金を事前に市発行の納付書により金融機関で納付した方はその領収書をお持ちください。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として入札予定金額の100分の5以上の金額を納付するものとし、その方法は次のいずれかとします。

- (1) 入札日に現金で納付する。
- (2) 事前に市の発行する納入通知書を郵送しますので金融機関で納入（この方法を希望する方は入札参加申込書の納付書希望者に○印を記入してください）する。なお、納付手数料はかかりません。
- (3) 入札日に金融機関が発行する自己宛小切手で納付する。

2 落札者以外の入札保証金は入札終了後に還付するものとし、落札者の入札保証金については売買契約を締結する際の契約保証金に振り替えることができます。還付方法は次のとおりとします。

- (1) 当日、現金で納付した場合は、納付時に発行した預かり証書と引換えに現金を還付する。
- (2) 事前に市発行の納付書により金融機関で納付した場合は、還付請求に基づき、入札人の指定する金融機関口座に振り込む方法により還付する（手続き上、口座振込みまで一定の日数を要しますのでご了承ください）。
- (3) 当日、金融機関が発行する自己宛小切手で納付した場合は、納付時に発行した預かり証書と引換えに還付する。

3 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの利息については、入札参加者はその支払いを請求することができません。

(入札)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。（共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。）

- 2 金額の記入は黒ボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札書の入札者住所氏名を記入（押印の必要はありません）するとともに、代理人の住所氏名を記入のうえ押印してください。
- 4 入札書は所定の入札箱に投入してください。
- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 郵送による入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第9 開札は入札場所において、入札終了後直ちに入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者が開札に立ち会わない場合には、市が指定した者を立ち会いさせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

- 2 開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、また落札者が不在の場合はその旨を、開札終了後直ちに入札参加者へお知らせします。

3 開札結果の公表は前項によるほか、情報公開請求があった場合は、入札物件と物件の所在地及び落札金額を公表することがあります。

(落札者の決定)

第10 落札者は市の最低売却価格以上の最高価格を入札した者としします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、同価入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとしします。

(契約の締結)

第11 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。

2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することとなり、返還いたしません。

(契約保証金)

第12 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。この場合入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。

なお、落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの機関の利息の支払いを請求することができません。又落札者の申出により、返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

(売買代金の納付)

第13 売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、市が発行する納入通知書により指定期日までに納付しなければなりません。

(所有権の移転等)

第14 売買代金が完納されたときに所有権が移転します。

2 所有権移転登記は市で行います。

3 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税、その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(入札の中止等)

第15 入札は都合により延期又は中止することがあります。